

規 則

「千曲市国民健康保険規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和7年8月22日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第40号

千曲市国民健康保険規則の一部を改正する規則

千曲市国民健康保険規則（平成15年千曲市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「（補則）」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（障害者支援施設等に入所又は入院中のものに関する届出）

第13条 40歳以上65歳未満の被保険者が介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第11条第1項の規定の適用を受けるに至ったとき又は同項の規定の適用を受けなくなったときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、14日以内に介護保険適用除外（該当・非該当）届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

様式第9号の次に次の様式を加える。

介護保険適用除外（該当・非該当）届出書

年 月 日

（宛先）千曲市長

〒

申請人
（世帯主）

住 所

氏 名

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

千曲市国民健康保険規則第13条の規定により、次のとおり届出します。

被保険者等 記 号 番 号		千曲一														
対 象 者	住 所	□世帯主と同じ 〒														
	フリガナ															
	氏 名	□世帯主と同じ					生年月日	年 月 日								
	個人番号											電話番号				
適用除外理由																
該 当		1 介護適用除外施設に入所又は入院したため （施設の種類） （施 設 名）										年 月 日				
		2 介護適用除外施設に入所又は入院中に40歳に到達したため （施設の種類） （施 設 名）										年 月 日				
非 該 当		1 介護適用除外施設から退所又は退院したため （施設の種類） （施 設 名）										年 月 日				

本人確認	受付	処理	備考
免・マ・障・パ 他（ ）			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。